

平成30年度以降の解体工事に係る入札参加資格等の取扱いについて

建設業法の改正により、平成28年6月1日から建設業許可に係る業種区分として「解体工事業」が新設されました。本市では次のとおり取扱うことになりましたので、お知らせします。

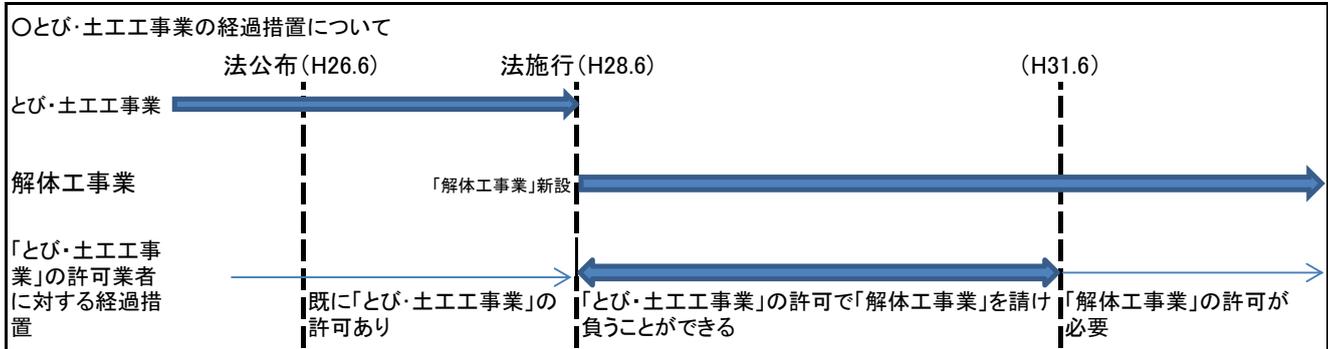
記

1. 建設業法改正の概要

(1)平成28年6月1日から建設業許可業種区分に解体工事業が新設されました。

(2)平成28年6月1日時点で「とび・土工工事業」の建設業許可を受けて解体工事業を営んでいる建設業者は、経過措置により平成31年5月31日まで、同許可により解体工事業を営むことができます。平成31年6月1日以降は、「解体工事業」の許可が必要です。なお、経過措置期間中であっても、工期末が平成31年6月1日以降の解体工事を受注するには、「解体工事業」の建設業許可が必要となります。

(3)平成28年6月1日時点で「とび・土工工事業」の建設業許可を有しておらず、同日以降に新たに「とび・土工工事業」の建設業許可を取得した場合は、経過措置は適用されませんので、当該許可により解体工事を行うことはできず、「解体工事業」の建設業許可が必要となります。



2. 解体工事業新設に伴う市の対応について

(1)入札参加資格審査申請の対応

解体工事業の入札参加資格審査申請にあたっては、同工事業の経営事項審査を受け、同審査において同工事の総合評定値(P)が記載されていることが必要です。

(2)解体工事入札時の対応

工期が平成30年4月1日～平成31年5月31日(工期末)の解体工事の入札に参加するために必要な資格は「解体工事業」又は「とび・土工工事業(平成28年6月1日時点でとび・土工工事業の建設業許可を有する場合に限る)」とします。

また、工期が平成31年6月1日以降の解体工事の入札に参加するために必要な資格は「解体工事業」とします。

(3)解体工事業については、当面、格付は行いません。

くわしくは、【解体工事入札等の取扱いについて】及び【Q&A】をご覧ください。

【解体工事入札等の取扱いについて】

市内本店業者用

■解体工事の入札参加登録の要件

- ・解体工事業の建設業許可を有し、解体工事業の経営事項審査を受審していること。
- ・H30年度については、とび・土工工事業(※1)の登録でも入札参加可。(経過措置)

■解体工事の入札について

| 年度 | 解体工事の入札に参加できる登録業種 |
|-------|---------------------------|
| H30年度 | 「解体工事業」または、「とび・土工工事業」(※1) |
| H31年度 | 「解体工事業」(工期がH31年6月以降の解体工事) |
| H32年度 | 「解体工事業」 |
| H33年度 | 「解体工事業」 |
| H34年度 | 「解体工事業」 |

■解体工事の入札参加資格登録業種及び入札参加対応表

| 入札参加資格登録 (市内本店) | 申請時期 | 登録業種 | | | 解体工事の入札参加 | | | |
|---|--------------------|--------------|-------|---|--|-------------------------|-------|--------------------------|
| | | とび・土工工事業(※1) | 解体工事業 | | 解体工事業の入札参加資格を登録した場合、特例により、H32年度までは、1年間の待機期間を設けず、登録した年度から入札に参加できます。(※2) | | | |
| H30・31年度登録業者 ※新規登録業者は1年間待機期間があります。 | H30.2/1 ~2/15 | ○有 | ○有 | → | H30年度 | ○可 | H31年度 | ○可 |
| | | ○有 | ×無 | → | H30年度 | ○可 (とび・土工工事業の経過措置適用) | H31年度 | ×不可 (とび・土工工事業の経過措置終了) |
| | | ×無 | ○有 | → | H30年度 | ○可 (特例で登録初年度から入札参加可) | H31年度 | ○可 |
| H31年度追加登録業者 | H31.2 月前半 予定 | / | ○有 | → | / | / | H31年度 | ×不可 (新規登録のため) |
| H32・33年度登録業者 ※新規登録業者は1年間待機期間があります。 | H32.2 月前半 予定 | / | ○有 | → | H32年度 | ○可 (特例で登録初年度から入札参加可) | H33年度 | ○可 |
| H33年度追加登録業者 | H33.2 月前半 予定 | / | ○有 | → | / | / | H33年度 | ×不可 (新規登録のため) |

(※1) 平成28年6月1日時点で「とび・土工工事業」の建設業許可を有し、平成29年度から継続して「とび・土工工事業」の入札参加資格の登録があること。

(※2) この特例措置は、H32年度までの間、解体工事のみに適用するものです。
ただし、本市に新規で登録される方は、1年間の待機期間を設けます。

【解体工事入札等の取扱いについて】

市外本店業者用

■解体工事の入札参加登録の要件

- ・解体工事業の建設業許可を有し、解体工事業の経営事項審査を受審していること。
- ・H30年度については、とび・土工工事業(※1)の登録でも入札参加可。(経過措置)

■解体工事の入札について

| 年度 | 解体工事の入札に参加できる登録業種 |
|-------|---------------------------|
| H30年度 | 「解体工事業」または、「とび・土工工事業」(※1) |
| H31年度 | 「解体工事業」(工期がH31年6月以降の解体工事) |
| H32年度 | 「解体工事業」 |
| H33年度 | 「解体工事業」 |
| H34年度 | 「解体工事業」 |

■解体工事の入札参加資格登録業種及び入札参加対応表

| 入札参加資格登録 (市外本店) | 申請時期 | 登録業種 | | | 解体工事の入札参加 | |
|---------------------------------------|--------------|--------------|-------|---|-------------------------------|--|
| | | とび・土工工事業(※1) | 解体工事業 | | | 解体工事業の入札参加資格を登録した場合、特例により、H32年度までは、1年間の待機期間を設けず、登録した年度から入札に参加できます。(※2) |
| H29・30年度登録業者 | H29.2月受付終了 | ○有 | ○有 | → | | H30年度 ○可 |
| | | ○有 | ×無 | → | | H30年度 ○可 (とび・土工工事業の経過措置適用) |
| | | ×無 | ○有 | → | | H30年度 ○可 |
| H30年度追加登録業者 | H30.2/1~2/15 | | ○有 | → | | H30年度 ×不可 (新規登録のため) |
| H31・32年度登録業者 ※新規登録業者は1年間待機期間があります。 | H31.2月前半予定 | | ○有 | → | H31年度 ○可 (特例で登録初年度から入札参加可) | H32年度 ○可 |
| H32年度追加登録業者 | H32.2月前半予定 | | ○有 | → | | H32年度 ×不可 (新規登録のため) |
| H33・34年度登録業者 ※新規登録業者は1年間待機期間があります。 | H33.2月前半予定 | | ○有 | → | H33年度 ×不可 (特例期間終了) | H34年度 ○可 |

(※1) 平成28年6月1日時点で「とび・土工工事業」の建設業許可を有し、平成29年度から継続して「とび・土工工事業」の入札参加資格の登録があること。

(※2) この特例措置は、H32年度までの間、解体工事のみに適用するものです。

ただし、本市に新規で登録される方は、1年間の待機期間を設けます。

【Q&A】

| Q | A |
|--|---|
| <p>解体工事業の入札参加資格の登録要件を教えてください。</p> | <p>解体工事業の建設業許可を有し、解体工事業の経営事項審査を受け、総合評定値(P)が記載されていることが必要です。他の業種と同様です。</p> |
| <p>市内本店業者です。平成30年2月に平成30・31年度入札参加資格の登録申請をします。「とび・土工工事業」の経審は受けてますが、「解体工事業」の経審は受けてません。その場合、解体工事の入札に参加できますか。</p> | <p>平成28年6月1日以前より、「とび・土工工事業」の許可を受けて解体工事業を営んでいて、平成29年度から継続して、「とび・土工工事業」の入札参加資格登録がある場合は、経過措置により平成30年度の解体工事入札に参加できます。 ただし、経過措置の終了により、平成31年度の解体工事(工期が平成31年6月1日以降の工事)の入札には、参加できません。 次回の平成32・33年度の入札参加資格登録申請(平成32年2月予定)までに「解体工事業」の経審を受けて下さい。 なお、平成32年度までの間、「解体工事業」のみ登録1年目より入札参加できる特例を設けております。速やかに許可の取得等をお願いします。</p> |
| <p>市内本店業者です。平成30・31年度入札参加資格の登録申請後に「解体工事業」の許可を取得し、経審を受けた場合、年度の途中で解体工事業の業種の追加登録はできますか。</p> | <p>業種の追加登録は、受け付けておりません。次回申請の平成32・33年度の入札参加資格登録申請において、登録をお願いします。 なお、平成32年度までの間、「解体工事業」のみ登録1年目より入札参加できる特例を設けております。</p> |
| <p>市内本店業者です。平成29年度は、「とび・土工工事業」以外の業種で入札参加資格の登録をしています。今度の平成30・31年度入札参加資格登録の申請で、初めて「とび・土工工事業」の業種を申請します。なお、「とび・土工工事業」の建設業許可は、平成28年6月1日以前より持っています。この場合、経過措置により平成30年度の解体工事の入札に参加できますか。</p> | <p>初めての登録業種については、1年間待機期間となり登録初年度の入札に参加できません。したがって、「とび・土工工事業」の経過措置適用による解体工事の入札に参加できません。また、とび・土工工事業の入札にも1年間参加できません。</p> |
| <p>市内本店業者です。平成29年度は、「解体工事業」以外の業種で入札参加資格の登録をしています。今度の平成30・31年度入札参加資格の登録申請で、初めて「解体工事業」の業種を申請します。この場合は、解体工事の入札に参加できますか。</p> | <p>参加できます。平成29年度より引き続き、入札参加資格の登録をされる場合は、平成32年度までの間、「解体工事業」のみ登録1年目より入札参加できる特例を設けております。</p> |

| Q | A |
|---|--|
| <p>市内本店業者です。平成29年度は、「とび・土工事業」及び「解体工事業」以外の業種で入札参加資格の登録をしています。今度の平成30・31年度入札参加資格の登録申請で、初めて「とび・土工事業」及び「解体工事業」の業種を申請します。この場合は、解体工事の入札に参加できますか。</p> | <p>解体工事の入札には参加できます。平成29年度より引き続き、入札参加資格の登録をされる場合は、平成32年度までの間、「解体工事業」のみ登録1年目より入札参加できる特例を設けております。</p> <p>なお、「とび・土工事業」の入札については、1年間の待機期間があるため、登録初年度の入札に参加できません。</p> |
| <p>新規で、平成30・31年度入札参加資格(市内本店定期受付)または、平成30年度入札参加資格(市外本店追加受付)の登録申請をします。「解体工事業」の許可を有し、経審も受けてます。解体工事の入札に参加できますか。</p> | <p>初めて入札参加資格の登録申請をされる方は、1年間の待機期間を設けてますので、登録初年度の入札に参加できません。</p> <p>平成30・31年度入札参加資格登録(市内本店定期受付)の場合は、平成31年度より入札に参加できます。</p> <p>また、平成30年度入札参加資格登録(市外本店追加受付)の場合は、平成30年度の入札に参加できません。</p> |
| <p>新規で、平成30・31年度入札参加資格(市内本店定期受付)または、平成30年度入札参加資格(市外本店追加受付)の登録申請をします。平成28年6月1日以前より「とび・土工事業」の許可を有し、経審も受けてます。「解体工事業」の経審は受けてません。経過措置により、平成30年度の解体工事の入札に参加できますか。</p> | <p>初めて入札参加資格の登録申請をされる方は、1年間待機期間を設けていますので、登録初年度の入札に参加できません。</p> |
| <p>解体工事の発注方法を教えてください。</p> | <p>工事の発注金額に応じて、入札に参加できる条件を定めます。(原則として、経営事項審査結果における「とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)」欄の総合評定値の点数。経過措置終了後は、「解体」欄の総合評定値の点数。)</p> |
| <p>下請業者の取扱いについてはどうなりますか。(「とび・土工事業」に係る経過措置等)</p> | <p>下請契約についても取扱いは同じで平成31年6月1日以降の解体工事は、「解体工事業」の建設業許可が必要です。ただし、下請負代金の額が500万円未満の工事は除きます。(建設業法第3条第1項ただし書きの軽微な建設工事)</p> |
| <p>例えば、発注業種「建築一式」で受注し、「解体工事」を下請が受注する場合はどうなりますか。</p> | <p>上記と同様です。</p> |